



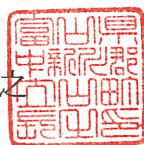
立山町公告第8号

令和7年3月31日付け立山町公告第4号により公告した地域農業経営基盤強化促進計画を変更するので、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第19条第7項の規定により公告し、当該地域農業経営基盤強化促進計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、利害関係者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の案に対して意見のあるときは、縦覧期間満了の日までに、立山町に意見書を提出することができる。

令和7年9月25日

立山町長 舟橋 貴之



記

1 立山町地域農業経営基盤強化促進計画の変更案の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

自 令和7年9月25日
至 令和7年10月10日

(2) 縦覧場所

立山町役場 農林課（立山町前沢2440番地）
立山町ホームページ

2 意見書の提出について

計画の案に対して意見があるときは、次のとおり意見書を提出することができる。

(1) 提出者

意見書を提出できる者は、当該地域農業経営基盤強化促進計画の利害関係者とする。

(2) 提出方法

意見書（様式自由）により直接持参又は郵送にて書面で提出すること。

(3) 提出期限

令和7年10月10日

(4) 提出先

立山町役場 農林課（立山町前沢2440番地）